

**全国介護保険・高齢者保健福祉
担当課長会議資料**

平成20年2月27日（水）

厚生労働省老健局

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 目次

【総務課関係】

老人保健健康増進事業等事業の積極的な活用について	1
--------------------------	---

【介護保険指導室関係】

1. 平成20年度以降の指導監督の実施について	2
2. 介護サービス事業者に対する法令等遵守の徹底について	6
3. 指導監督関係報告について	6
4. 平成20年度実地ヒアリングスケジュールについて	6

(介護保険指導室資料)

○介護保険における監査結果の現状	7
(1)平成18年度の監査の実施状況	8
(2)平成12年度～18年度までの指定取消の状況	18
○介護保険指導監督体制の現状	21
○介護サービス事業者の指導監査に係る改正点	26
○介護保険法(抜粋)	28

【介護保険課関係】

1. 介護給付の適正化について	30
(1)介護給付の適正化の意義等について	30
(2)介護給付適正化計画について	31
(3)介護給付適正化推進経費について	31
(4)国保連介護給付適正化システムの改修について	31
(5)主要適正化事業を実施した場合の地域支援事業の上限額の特例について	33
2. 高額医療合算介護(介護予防)サービス費について	34
3. 都道府県システム及び保険者システムの改修について	39
(1)平成19年度 都道府県システム及び保険者システムの改修経費について	39
(2)平成20年度 介護報酬改定等に伴う都道府県システム及び保険者システムの改修について	39

(介護保険課資料)

1. 調整交付金の適切な交付について	41
2. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について	42

【計画課関係】

1. 介護関連施設・事業の整備及び運営等について	43
(1)市町村交付金の積極的な活用について	43
(2)「高齢者安心住空間整備事業」について	44
(3)療養病床の転換支援について	45
(4)地域密着型サービスの推進について	47
(5)ユニットケアの推進について	49
(6)介護関連施設における感染症対策について	52
(7)社会福祉法人による利用者負担軽減措置等について	54

2. 第4期介護保険事業(支援)計画等について	55
3. 孤立死防止対策について	66
4. 認知症対策の推進について	67
5. 高齢者虐待防止対策の推進について	74

(計画課資料)

○「認知症介護実践者等養成事業の実施について」	76
○「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」	81
○認知症高齢者グループホームに関する調査結果について	85
○平成18年度認知症介護研修等受講者数等調べ	90
○平成19年度認知症地域支援体制構築等推進事業	91
○地域密着型サービスの外部評価結果の公開状況(都道府県別)	92
○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律等の施行に伴う対応について」	93
○養護者による高齢者虐待の防止、通報、届出の受理等に関する窓口部局の未設置及び周知の未実施自治体一覧	96
○「認知症サポーター100万人キャラバン」実施状況	97
○「認知症を知り 地域をつくる」キャンペーン報告会開催について	105

【振興課関係】

1. 介護事業運営の適正化について	108
2. 地域包括支援センターの円滑な運営について	127
3. 介護サービス情報の公表制度の適正な運用について	132
4. 介護サービス事業者における事務負担の軽減等について	140
5. 介護職員の質の向上について	142
6. 介護支援専門員の質の向上等について	154
7. 訪問介護サービス等の生活援助等の取扱いについて	165
8. 特定施設・有料老人ホームに係る事務の適切な実施について	168
9. 福祉用具について	172
10. 高齢者の生きがいと健康づくりについて	181

【老人保健課関係】

1. 療養病床から転換した老健施設について	196
2. 要介護認定について	210
3. 介護予防事業について	213
4. 老人保健事業等の平成20年度以降の取扱いについて	215

【地域ケア・療養病床転換推進室関係】

療養病床の再編成について	224
--------------	-----

総務課関係

○ 老人保健健康増進等事業の積極的な活用について

本事業は、平成2年度に創設され、高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関する先駆的、試行的な事業等に対し助成（補助率10/10）を行い、老人保健福祉サービスの充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的として実施しているものであり、平成20年度予算（案）においても前年同額の30億円を確保したところである。

対象事業は、将来の制度化・事業化を視野に入れた現場レベルでの実務的調査研究事業（「未来志向研究プロジェクト」）、介護保険制度の適正な運営・周知に寄与する調査研究事業、高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業となっている。

補助先は、地方公共団体（都道府県又は市町村）と厚生労働省所管の公益法人等の民間団体であり、本事業の活用により地域における効果的サービス提供体制の開発等が可能になることから、各都道府県におかれては本事業の積極的な活用を図るとともに、管内市町村に対する周知を徹底されるようお願いする。

なお、本事業については、1月28日付で公募を開始（〆切は3月21日）としたところであり、詳細は、厚生労働省のホームページ（「平成20年度老人保健健康増進等事業の募集（お知らせ）」で検索）をご覧ください。老健局総務課企画調整係（内線3918）にお問い合わせ願いたい。

介護保険指導室関係

1. 平成20年度以降の指導監督の実施について

(1) 指導指針及び監査指針の理解の徹底について

介護保険における指導監督については、平成18年4月に施行された改正介護保険法において、「指導」と「監査」とが明確に区分された。これを受けて発出した「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付老発第1023001号老健局長通知。以下、「指導監査指針」という。）において、以下のように「指導」と「監査」の役割を規定したところである。

① 「指導」においては、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向けて、介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼として実施する。

- ・ 「実地指導」は、「介護保険施設等実地指導マニュアル」等を活用し、サービスの質の向上を図る観点から、虐待防止や身体拘束廃止等に向けた介護サービス事業者の取組に対して実地での援助的指導を行う。

- ・ 「集団指導」は、適正なサービスを提供するための介護サービス事業者に対する必要な情報伝達の間であり、制度の周知や理解の促進を図るとともに、報酬請求に係る過誤や不正を防止するため講習等の方法により行う。

② 「監査」は、利用者からの情報等から介護サービス事業者の指定基準違反や不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法第5章の規程に基づき実施する。

これらの指導監査指針による「指導」と「監査」を適切に活用することにより、介護保険制度の適正な運営を確保することとしたところであるが、この指導監査指針の改正内容の適切な理解がないまま、自治体独自の考え方によって法に基づかない指導監督を実施している自治体が多数見受けられることは誠に遺憾である。介護サービス事業者に適正な法令遵守を求めるかぎり、介護サービス事業者に対する行政上の関与においても法令に基づいて実施することは当然なところである。各都道府県においては、あらためてこの制度改正の趣旨の理解に努めるとともに、管内市

町村にも再度周知いただき理解を促していただくようお願いする。

また、指導監査指針に基づく指導監査要綱の策定・改正を行っていない自治体においては、速やかに策定・改正を行っていただくようお願いする。

(2) 指導監督体制の整備について

指導監査指針の改正に伴う機動的な監督体制については、介護保険制度の内容を十分に理解した担当者による指導及び監査を行うよう監督体制の強化を図るとともに、指導監査に当たる人材の質を向上させる観点から、研修の強化に積極的に取り組まれない。

(3) 指導監督業務の標準化について

自治体が行う指導監督業務の標準化については、今国会で取り上げられたほか、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」（平成19年12月3日）において、「法令の規定を過度に厳格にとらえたり、介護報酬の返還のみの指導に偏っていたりするなど、各自治体や担当者ごとに判断にバラツキが見られるとの指摘もあることから、監査指導業務の標準化を図る必要がある。」との報告を受けているところである。また、社会保障審議会介護保険部会の意見（平成20年2月6日）においても、制度の見直しに当たっては、「指導内容について過度なばらつきが生じないよう標準化に向けた措置を講じること。」とされているところである。

国においては、各自治体の実地指導について業務の標準化を図る観点から、昨年2月に、実地指導のための基本的な知識や利用者の生活実態の把握、サービスの質の確認方法等について記した「介護保険施設等実地指導マニュアル」を作成し、各自治体に示したところであるが、未だその理解・周知が不十分なところも見受けられるので、このマニュアルの十分な理解と活用をお願いする。

また、上記の意見等を踏まえ、今後国としても実地指導以外についても、ガイドラインの策定、研修会の実施など指導監督業務の標準化に資する方策について検討していく予定であるので、ご了知されたい。

(4) 行政処分等を行う場合の留意点について

ア 指定の取消処分における情報提供の徹底及び関係自治体の連携の強化

各自治体が行う監査において、指定の取消処分にかかる事案が確認された場合には、介護サービス事業者の地域における事業展開によっては他の指定権者に影響が及ぶことも考えられ、その場合には当該自治体のみの問題にとどまらなくなることから、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、当室あて必ず情報提供をいただくようお願いする。

また、対応に当たり行政処分を実施する自治体にあつては、処分を実施する前に、処分を行おうとする介護サービス事業者の事業展開地域の把握を的確に行い、関係自治体との十分な情報共有や緊密な連携のもとに対応されるようお願いするとともに、各都道府県においては、特に管内市町村に対し、この点の周知をお願いする。

イ 集団指導等における行政処分の要因分析の活用

改善勧告、改善命令、指定の効力の全部又は一部停止や指定の取消処分を行った場合には、これに至った要因の分析を各自治体において行い、その結果を集団指導等を通じて周知するなど不正発生の未然防止に活用するようにされたい。

ウ 改善勧告に関する情報提供

改善勧告の内容において報酬返還を求めるなどの不適正な事例が見受けられていることから、当分の間、改善勧告を実施する前に情報提供をお願いするとともに、その結果については、その都度、当室あて情報提供をいただくようお願いする。

(5) 指導監督業務に係る事務負担の軽減について

先般、社会保障審議会介護給付費分科会に設置された「介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム」がとりまとめた報告書「介護サービス事業の経営の安定化・効率化と介護労働者の処遇向上を図るための今後の検討課題について」（平成19年12月10日）において、「実地指導・監査における見解や制度の運用に際し提出が求められる文書の様式が自治体ごとに異なることが、事業者にとって過重な事務負担であるとの指摘がある。実地指導・監査を行う者の同質性を担保する仕組みや、

文書の様式を統一・簡素化等することにより、極力事業者の事務負担の増加を招かない仕組みを検討する必要があるのではないか。」との報告がされたところである。

指導監督業務については、先の指導監査指針の見直しにより、書面指導の廃止や本来の趣旨に基づかない事前提出資料による「主眼事項及び着眼点」を活用したチェック型の実地指導の廃止などを行い、指導監督業務に係る介護サービス事業者の事務負担の軽減を図ったところであるので、制度改正の趣旨を踏まえ、適切に対応されたい。

(6) 営利法人の運営する介護サービス事業所に対する指導監査の実施について

「経済財政改革に関する基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）においては、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を推進することとされ、同プログラムにおいて、介護サービス事業者に対する法令遵守を徹底させるため、「平成20年度から平成24年度までの5年間で営利法人の全ての介護サービス事業所に対し指導監査を実施」することとされたところである。

については、この方針を踏まえた監査の基本的な実施方法については、以下に示す「基本的な実施方法」のとおりとし、各自治体においては、これを踏まえた5カ年の監査計画と単年度の実施計画を策定した上で、毎年、その監査結果についても、当室に報告いただくことと考えているので、ご協力願いたい。

なお、「基本的な実施方法」の3に示す「自己点検シート」の具体的な内容については、別途お示しする予定であるので、ご了知されたい。

(基本的な実施方法)

- 1 介護保険法第5章の規程に基づく監査として実施する。
- 2 各自治体における平成20年度から24年度までの5年間の監査計画に基づき実施する。
- 3 実施にあたっては、「人員、設備及び運営基準」の状況について、当該年度の監査対象とする介護サービス事業所から「自己点検シート」の提出を受け、内容点検を実施する。

4 点検の結果、自主的に改善が図れる内容の場合以外については実地検査をするなど所要の行政上の対応を検討し実施する。

2 介護サービス事業者に対する法令等遵守の徹底について

先般2月6日の社会保障審議会介護保険部会において、「介護事業運営の適正化に関する有識者会議報告書」の内容が了承され、制度の見直しはこの方向に沿って進めるべきであるとの意見があり、これを受け、介護サービス事業者に対する法令等遵守の管理体制整備の義務付けや広域的に介護サービス事業を展開する介護サービス事業者の本部等に対する立入調査権の創設等を内容とする法案の提出を予定しているところである。

立入調査権の創設等に伴う介護サービス事業者の立入調査等に係る具体的実施方法については、法律の成立を待って、今後ガイドラインやマニュアルの策定等について検討していくこととしているのでご了解されたい。

3 指導監督関係報告について

毎年、都道府県等から事業年度報告として提出いただいている指導監査結果報告については、本年度と同様の報告をお願いする予定である。

また、平成20年度からは、指導監査結果報告と合わせて、各自治体の指導監督体制の状況についても、本年1月と同様の報告を定例的にお願いすることとしているので、ご了解されたい。

4 平成20年度実地ヒアリングスケジュールについて

厚生労働本省による自治体への実地ヒアリングの日程については、別途お示しする予定である。

介護保険指導室資料

介護保険における監査結果の現状

(1) 平成18年度の監査の実施状況

平成18年度の「改善勧告」のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

	法人種別						合計
	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
サービス種別	訪問介護	29	1				30
	訪問入浴介護				1		1
	訪問看護	3					3
	訪問リハビリテーション						0
	居宅療養管理指導			1			1
	通所介護	7	1				8
	通所リハビリテーション			2			2
	短期入所生活介護				2		2
	短期入所療養介護			2			2
	特定施設入居者生活介護	13					13
	福祉用具貸与	2					2
	特定福祉用具販売	1					1
	居宅介護支援	3		1	1		5
	介護老人福祉施設				14		14
	介護老人保健施設			5	1		6
	介護療養型医療施設						0
	介護予防訪問介護	3	1				4
	介護予防訪問入浴介護						0
	介護予防訪問看護	2					2
	介護予防訪問リハビリテーション						0
	介護予防居宅療養管理指導						0
	介護予防通所介護	2	1				3
	介護予防通所リハビリテーション			2			2
	介護予防短期入所生活介護						0
	介護予防短期入所療養介護			1			1
	介護予防特定施設入居者生活介護	7					7
	介護予防福祉用具貸与	1					1
	特定介護予防福祉用具販売	1					1
	介護予防支援						0
	夜間対応型訪問介護						0
	認知症対応型通所介護						0
	小規模多機能型居宅介護						0
	認知症対応型共同生活介護	9	1	2	4		16
地域密着型特定施設入居者生活介護						0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						0	
介護予防認知症対応型通所介護						0	
介護予防小規模多機能型居宅介護						0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	2		2	3		7	
合計	85	5	18	26	0	0	134

平成18年度における「改善勧告」件数(都道府県・指定都市・中核市別)

都道府県名	勧告件数	
	都道府県	市町村
北海道	2	
青森県	4	
岩手県	19	1
宮城県		
秋田県	1	
山形県		
福島県	1	
茨城県	3	
栃木県	7	4
群馬県	4	
埼玉県	44	
千葉県	2	
東京都		
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県	2	
山梨県		
長野県	2	4
岐阜県		
静岡県	3	
愛知県		1
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府	6	
兵庫県		6
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県	1	
広島県		
山口県		
徳島県	3	
香川県	1	1
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県	2	2
熊本県		
大分県		
宮崎県	4	1
鹿児島県		
沖縄県		
都道府県合計	111	20

都市名	勧告件数
札幌市	
仙台市	
さいたま市	
千葉市	
川崎市	
横浜市	
新潟市	
静岡市	
浜松市	
名古屋市	
京都市	
大阪市	
大塚市	
神戸市	
広島市	
北九州市	
福岡市	
指定都市合計	0
函館市	
旭川市	
青森市	
秋田市	
郡山市	
いわき市	
宇都宮市	
川越市	
船橋市	
横須賀市	
相模原市	
富山県	
金沢市	2
長野県	
岐阜県	
豊橋市	
岡崎市	
豊田市	
高槻市	
東大阪	
姫路市	
奈良市	
和歌山県	
山形市	
倉敷市	
福山市	
下関市	
高松市	
高知市	1
長崎県	
熊本県	
大分県	
宮崎県	
鹿児島市	
中核市合計	3
総合計	134

※上記勧告件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善勧告を行った件数である

平成18年度の「改善命令」のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

	法人種別						合計
	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
サービス種別	訪問介護	1					1
	訪問入浴介護						0
	訪問看護						0
	訪問リハビリテーション						0
	居宅療養管理指導						0
	通所介護	1					1
	通所リハビリテーション						0
	短期入所生活介護						0
	短期入所療養介護						0
	特定施設入居者生活介護						0
	福祉用具貸与						0
	特定福祉用具販売						0
	居宅介護支援	1					1
	介護老人福祉施設						0
	介護老人保健施設				1		1
	介護療養型医療施設						0
	介護予防訪問介護	1					1
	介護予防訪問入浴介護						0
	介護予防訪問看護						0
	介護予防訪問リハビリテーション						0
	介護予防居宅療養管理指導						0
	介護予防通所介護						0
	介護予防通所リハビリテーション						0
	介護予防短期入所生活介護						0
	介護予防短期入所療養介護						0
	介護予防特定施設入居者生活介護						0
	介護予防福祉用具貸与						0
	特定介護予防福祉用具販売						0
	介護予防支援						0
	夜間対応型訪問介護						0
	認知症対応型通所介護						0
	小規模多機能型居宅介護						0
認知症対応型共同生活介護	1					1	
地域密着型特定施設入居者生活介護						0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						0	
介護予防認知症対応型通所介護						0	
介護予防小規模多機能型居宅介護						0	
介護予防認知症対応型共同生活介護						0	
合計	5	0	1	0	0	6	

平成18年度における「改善命令」件数(都道府県・指定都市・中核市別)

都道府県名	命令件数	
	都道府県	市町村
北海道		
青森県		
岩手県		
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県	4	
千葉県		
東京都	1	
神奈川県		
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		
愛知県		
三重県		
滋賀県		
京都府		
大阪府		
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県		
広島県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
都道府県合計	5	1

都市名	命令件数
札幌市	
仙台市	
さいたま市	
千葉市	
川崎市	
横浜市	
横濱市	
新潟市	
静岡市	
浜岡市	
松本市	
名古屋市	
名古屋	
京都市	
大阪市	
大塚市	
神戸市	
戸島市	
北九州	
福岡市	
指定都市合計	0
函館市	
旭川市	
青森市	
秋田市	
郡山市	
いわき市	
宇都宮市	
川越市	
船橋市	
横須賀市	
相模原市	
富山県	
金沢市	
長野市	
岐阜市	
豊橋市	
岡崎市	
豊田市	
高槻市	
東大阪市	
姫路市	
奈良市	
和歌山県	
岡山県	
倉敷市	
福山市	
下関市	
高松市	
高松市	
高松市	
長崎県	
熊本市	
大分県	
宮崎県	
鹿児島市	
中核市合計	0
総合計	6

※上記命令件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して改善命令を行った件数である

平成18年度の「指定の全部又は一部停止」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

		法人種別						合計
		営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
サービス種別	訪問介護	1						1
	訪問入浴介護							0
	訪問看護							0
	訪問リハビリテーション							0
	居宅療養管理指導							0
	通所介護	1						1
	通所リハビリテーション							0
	短期入所生活介護							0
	短期入所療養介護							0
	特定施設入居者生活介護							0
	福祉用具貸与							0
	特定福祉用具販売							0
	居宅介護支援	1						1
	介護老人福祉施設							0
	介護老人保健施設			1				1
	介護療養型医療施設							0
	介護予防訪問介護							0
	介護予防訪問入浴介護							0
	介護予防訪問看護							0
	介護予防訪問リハビリテーション							0
	介護予防居宅療養管理指導							0
	介護予防通所介護							0
	介護予防通所リハビリテーション							0
	介護予防短期入所生活介護							0
	介護予防短期入所療養介護							0
	介護予防特定施設入居者生活介護							0
	介護予防福祉用具貸与							0
	特定介護予防福祉用具販売							0
	介護予防支援							0
	夜間対応型訪問介護							0
	認知症対応型通所介護							0
	小規模多機能型居宅介護							0
	認知症対応型共同生活介護							0
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							0	
介護予防認知症対応型通所介護							0	
介護予防小規模多機能型居宅介護							0	
介護予防認知症対応型共同生活介護							0	
合計		3	0	1	0	0	0	4

平成18年度における「指定の全部又は一部停止」処分の件数(都道府県・指定都市・中核市別)

都道府県名	全部停止		一部停止	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村
北海道				
青森県				
岩手県				
宮城県				
秋田県				
山形県				
福島県				
茨城県				
栃木県				
群馬県				
埼玉県				
千葉県				
東京都	1			
神奈川県				
新潟県				
富山県				
石川県				
福井県				
山梨県				
長野県				
岐阜県				
静岡県				
愛知県				
三重県				
滋賀県				
京都府				
大阪府				
兵庫県				
奈良県				
和歌山県				
鳥取県				
岡山県				
広島県				
徳島県				
香川県				
愛媛県				
高知県				
福岡県				
佐賀県				
長崎県	2			
熊本県	1			
大分県				
宮崎県				
鹿児島県				
沖縄県				
都道府県合計	4	0	0	0

都市名	全部停止	一部停止
札幌市		
仙台市		
さいたま市		
千葉市		
川崎市		
横浜市		
新潟市		
静岡市		
浜松市		
名古屋市		
京都市		
大阪市		
堺市		
神戸市		
広島市		
北九州市		
福岡市		
指定都市合計	0	0
函館市		
旭川市		
青森市		
秋田市		
郡山市		
いわき市		
宇都宮市		
川越市		
船橋市		
横須賀市		
相模原市		
富山県		
金沢市		
長野県		
岐阜県		
豊橋市		
岡崎市		
豊田市		
高槻市		
東大阪市		
姫路市		
奈良市		
和歌山市		
岡山県		
山敷市		
倉敷市		
福山市		
下関市		
高松市		
松山市		
高知市		
長崎県		
熊本市		
大分県		
宮崎県		
鹿児島市		
中核市合計	0	0
総合計	4	0

※上記全部停止・一部停止件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して全部停止・一部停止を行った件数である

平成18年度の「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

		法人種別						合計
		営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
サービス種別	訪問介護	23	2					25
	訪問入浴介護							0
	訪問看護	3						3
	訪問リハビリテーション							0
	居宅療養管理指導							0
	通所介護	7						7
	通所リハビリテーション							0
	短期入所生活介護							0
	短期入所療養介護							0
	特定施設入居者生活介護							0
	福祉用具貸与	3						3
	特定福祉用具販売	1						1
	居宅介護支援	14	1					15
	介護老人福祉施設							0
	介護老人保健施設							0
	介護療養型医療施設							0
	介護予防訪問介護	10	1					11
	介護予防訪問入浴介護							0
	介護予防訪問看護	1						1
	介護予防訪問リハビリテーション							0
	介護予防居宅療養管理指導							0
	介護予防通所介護	1						1
	介護予防通所リハビリテーション							0
	介護予防短期入所生活介護							0
	介護予防短期入所療養介護							0
	介護予防特定施設入居者生活介護							0
	介護予防福祉用具貸与							0
	特定介護予防福祉用具販売	1						1
	介護予防支援							0
	夜間対応型訪問介護							0
	認知症対応型通所介護	1						1
	小規模多機能型居宅介護							0
	認知症対応型共同生活介護	2						2
地域密着型特定施設入居者生活介護							0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							0	
介護予防認知症対応型通所介護	1						1	
介護予防小規模多機能型居宅介護							0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	1						1	
合計		69	4	0	0	0	0	73

平成18年度における「指定取消」処分の件数(都道府県・指定都市・中核市別)

都道府県名	取消件数	
	都道府県	市町村
北海道	3	
青森県		1
岩手県	1	
宮城県		
秋田県		
山形県		
福島県		
茨城県		
栃木県		
群馬県	2	
埼玉県	4	
千葉県	2	
東京都	22	2
神奈川県	2	
新潟県		
富山県		
石川県		
福井県		
山梨県		
長野県		
岐阜県		
静岡県		2
愛知県		
三重県		
滋賀県	2	
京都府	3	
大阪府	3	
兵庫県	6	
奈良県	3	
和歌山県		
鳥取県		
岡山県		
広島県	1	
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県	1	
福岡県	7	
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県	3	
宮崎県		
鹿児島県	3	
沖縄県		
都道府県合計	68	5

都市名	取消件数
札幌市	
仙台市	
さいたま市	
千葉市	
川崎市	
横浜市	
新潟市	
静岡市	
浜松市	
名古屋市	
名古屋市	
名古屋市	
名古屋市	
京都市	
大阪市	
大阪市	
神戸市	
広島市	
北九州市	
福岡市	
指定都市合計	0
函館市	
旭川市	
青森市	
秋田市	
郡山市	
いわき市	
宇都宮市	
川越市	
船橋市	
横須賀市	
相模原市	
山形市	
金沢市	
長野市	
岐阜市	
豊橋市	
岡崎市	
豊田市	
高槻市	
東大阪市	
姫路市	
奈良市	
和歌山市	
岡山市	
倉敷市	
福山市	
下関市	
高松市	
松山市	
高知市	
長崎市	
熊本市	
本分市	
大宮市	
宮崎市	
鹿児島市	
鹿兒島市	
中核市合計	0
総合計	73

※上記取消件数の都道府県・市町村の欄は、都道府県及び管内の市町村が介護サービス事業所に対して指定取消を行った件数である

平成18年度の「指定取消」処分にかかる取消事由

取消事由	申請者(法人役員等を含む)が禁錮以上の刑に処せられた等	人員について、厚生省令で定める員数を満たすことができなくなった	設備及び運営に関する基準に従った、適切な運営ができなくなった	介護給付費の請求に関して不正	帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした	質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた	不正の手段により指定を受けた	介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令に違反した	介護サービス等に関し、不正又は著しく不当な行為があった
根拠条文(例)	第77条第1項第1号等	第77条第1項第2号等	第77条第1項第3号等	第77条第1項第5号等	第77条第1項第6号等	第77条第1項第7号等	第77条第1項第8号等	第77条第1項第9号等	第77条第1項第10号等
訪問介護 (25)	4	9	6	16	8	6	5	1	2
訪問看護 (3)		2	1	2	2	1	1		
通所介護 (7)	1	1	3	4			1	1	1
福祉用具貸与 (3)	1	1			1				1
特定福祉用具販売 (1)									1
居宅介護支援 (15)	3	6	6	8	2		3	1	3
介護予防訪問介護 (11)	1	3	2	2	1		2	1	6
介護予防訪問看護 (1)		1				1			
介護予防通所介護 (1)									1
特定介護予防福祉用具販売 (1)									1
認知症対応型共同生活介護 (2)				1	1	1	1		
認知症対応型通所介護 (1)					1		1		
介護予防認知症対応型通所介護 (1)					1		1		
介護予防認知症対応型共同生活介護 (1)							1		
合計 (73)	10	23	18	33	18	8	16	4	16

※ ()内は平成18年度に指定取消処分を受けた事業所の数

※ 複数の取消事由により指定取消処分を受けている事業所があるため、取消事業所数と取消事由の数は一致しない

(2) 平成12年度～18年度までの指定取消の状況

平成12年度～平成18年度までの「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の内訳

【サービス種別と法人種別による分類(事業所数)】

サービス種別	法人種別						合計
	営利法人	特定非営利活動法人	医療法人	社会福祉法人	地方公共団体	その他	
訪問介護	145	16		6		1	168
訪問入浴介護	4	1					5
訪問看護	11		4			2	17
訪問リハビリテーション			2			2	4
居宅療養管理指導			5			4	9
通所介護	28	5	1	4			38
通所リハビリテーション			7	3		4	14
短期入所生活介護				3			3
短期入所療養介護			6	4			10
特定施設入居者生活介護	3			1			4
福祉用具貸与	20						20
特定福祉用具販売	1						1
居宅介護支援	88	18	10	14	1		131
介護老人福祉施設							0
介護老人保健施設			2				2
介護療養型医療施設			18		3	2	23
介護予防訪問介護	10	1					11
介護予防訪問入浴介護							0
介護予防訪問看護	1						1
介護予防訪問リハビリテーション							0
介護予防居宅療養管理指導							0
介護予防通所介護	1						1
介護予防通所リハビリテーション							0
介護予防短期入所生活介護							0
介護予防短期入所療養介護							0
介護予防特定施設入居者生活介護							0
介護予防福祉用具貸与							0
特定介護予防福祉用具販売	1						1
介護予防支援							0
夜間対応型訪問介護							0
認知症対応型通所介護	1						1
小規模多機能型居宅介護							0
認知症対応型共同生活介護	13	3					16
地域密着型特定施設入居者生活介護							0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							0
介護予防認知症対応型通所介護	1						1
介護予防小規模多機能型居宅介護							0
介護予防認知症対応型共同生活介護	1						1
合計	329	44	55	35	4	15	482

平成12年度～平成18年度までの「指定取消」処分のあった介護サービス事業所の年度別内訳

【都道府県別による分類(事業所数)】

			平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度			合計
									取消し	取消にか かる聴聞 通知後廃 止	合計	
1	北海道		0	3	11	7	4	16	3	0	3	44
2	青森県		0	0	0	2	0	0	0	1	1	3
3	岩手県		0	0	0	0	2	1	1	0	1	4
4	宮城県		0	0	2	0	8	1	0	0	0	11
5	秋田県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	山形県		0	0	0	0	2	1	0	0	0	3
7	福島県		1	0	0	0	6	2	0	0	0	9
8	茨城県		0	0	0	3	0	2	0	0	0	5
9	栃木県		1	0	3	4	2	1	0	0	0	11
10	群馬県		0	1	4	3	2	0	2	0	2	12
11	埼玉県		0	6	2	0	0	0	4	0	4	12
12	千葉県		0	0	1	0	6	0	2	0	2	9
13	東京都		0	3	4	3	5	4	24	0	24	43
14	神奈川県		0	0	1	0	1	3	1	1	2	7
15	新潟県		0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
16	富山県		0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
17	石川県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	福井県		0	0	0	0	2	10	0	0	0	12
19	山梨県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県		0	0	0	4	0	0	0	0	0	4
21	岐阜県		0	0	3	3	3	0	0	0	0	9
22	静岡県		0	0	3	0	1	2	2	0	2	8
23	愛知県		0	0	3	1	2	3	0	0	0	9
24	三重県		0	4	0	1	0	0	0	0	0	5
25	滋賀県		0	0	1	3	7	2	2	0	2	15
26	京都府		0	3	30	12	1	10	3	0	3	59
27	大阪府		1	2	10	5	9	2	3	0	3	32
28	兵庫県		0	1	2	0	1	1	6	0	6	11
29	奈良県		0	0	2	1	0	0	3	0	3	6
30	和歌山県		1	1	0	3	0	0	0	0	0	5
31	鳥取県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	島根県		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	岡山県		0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
34	広島県		0	0	0	6	0	0	1	0	1	7
35	山口県		0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
36	徳島県		0	0	0	1	1	1	0	0	0	3
37	香川県		0	0	2	2	0	8	0	0	0	12
38	愛媛県		0	0	0	0	2	2	0	0	0	4
39	高知県		0	0	0	0	0	2	1	0	1	3
40	福岡県		0	0	0	20	3	8	7	0	7	38
41	佐賀県		0	0	0	1	0	2	0	0	0	3
42	長崎県		0	3	0	1	0	1	0	0	0	5
43	熊本県		1	0	1	1	1	4	0	0	0	8
44	大分県		0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
45	宮崎県		2	0	1	3	2	2	3	0	3	13
46	鹿児島県		0	0	0	13	2	2	3	0	3	20
47	沖縄県		0	0	0	2	1	1	0	0	0	4
合計			7	30	90	105	81	96	71	2	73	482

介護保険指導監督体制の現状

介護保険施設等に対する指導監査担当職員数(平成20年1月4日現在)

1・総合計(都道府県・指定都市・中核市・市町村計)

	指導監査担当職員数		
	専任	兼務	計
本庁職員	302	6,601	6,903
出先機関職員	43	2,000	2,043
計	345	8,601	8,946

2・都道府県計

	指導監査担当職員数		
	専任	兼務	計
都道府県本庁	175	487	662
都道府県の出先機関	43	1,744	1,787
計	218	2,231	2,449

3・指定都市計

	指導監査担当職員数		
	専任	兼務	計
指定都市本庁	46	150	196
指定都市の出先機関	0	196	196
計	46	346	392

4・中核市計

	指導監査担当職員数		
	専任	兼務	計
中核市本庁	42	361	403
中核市の出先機関	0	60	60
計	42	421	463

5・市町村計

	指導監査担当職員数		
	専任	兼務	計
市町村	39	5,415	5,454
広域連合・一部事務組合	0	188	188
計	39	5,603	5,642

(注) 平成20年1月4日現在の都道府県及び市町村の指導監査担当職員数について、各自治体の報告に基づき、介護保険指導室において集計し取りまとめたものである。

都道府県指導監査担当職員数

都道府県名	指導監査担当職員数								
	本 庁			出先機関			計		
	専 任	兼 務	合 計	専 任	兼 務	合 計	専 任	兼 務	合 計
北海道	1	15	16	16	307	323	17	322	339
青森県		8	8		37	37		45	45
岩手県		7	7		33	33		40	40
宮城県		23	23		99	99		122	122
秋田県	3	8	11		10	10	3	18	21
山形県		8	8		33	33		41	41
福島県	6	2	8	1	51	52	7	53	60
茨城県	9	24	33		128	128	9	152	161
栃木県		11	11		27	27		38	38
群馬県	4	28	32		27	27	4	55	59
埼玉県	4	20	24				4	20	24
千葉県		10	10		51	51		61	61
東京都	36		36				36		36
神奈川県	6	22	28	14	80	94	20	102	122
新潟県	7	1	8				7	1	8
富山県		13	13					13	13
石川県	5	12	17		20	20	5	32	37
福井県	3	6	9		61	61	3	67	70
山梨県		8	8		26	26		34	34
長野県		13	13		43	43		56	56
岐阜県		10	10		33	33		43	43
静岡県		9	9	2	19	21	2	28	30
愛知県	5	8	13		111	111	5	119	124
三重県	9	9	18				9	9	18
滋賀県		6	6		74	74		80	80
京都府		7	7		42	42		49	49
大阪府	29	17	46				29	17	46
兵庫県		6	6		63	63		69	69
奈良県	4	9	13				4	9	13
和歌山県	2	10	12		30	30	2	40	42
鳥取県		5	5		22	22		27	27
島根県		28	28					28	28
岡山県	10	1	11		43	43	10	44	54
広島県	5	1	6		49	49	5	50	55
山口県	2	9	11		40	40	2	49	51
徳島県		7	7		4	4		11	11
香川県	6	1	7	10	12	22	16	13	29
愛媛県		18	18		34	34		52	52
高知県	7	3	10				7	3	10
福岡県		27	27		32	32		59	59
佐賀県		8	8					8	8
長崎県	3	16	19				3	16	19
熊本県		10	10		10	10		20	20
大分県	6	1	7				6	1	7
宮崎県		8	8		53	53		61	61
鹿児島県	3	8	11		30	30	3	38	41
沖縄県		6	6		10	10		16	16
都道府県計	175	487	662	43	1,744	1,787	218	2,231	2,449

指定都市・中核市指導監査担当職員数

指定都市 中核市名	指 導 監 査 担 当 職 員 数								
	本 庁			出先機関			計		
	専 任	兼 務	合 計	専 任	兼 務	合 計	専 任	兼 務	合 計
札幌市	6	16	22				6	16	22
仙台市		8	8					8	8
さいたま市	4	1	5				4	1	5
千葉市	4	4	8				4	4	8
川崎市		12	12					12	12
横浜市	5	22	27		158	158	5	180	185
新潟市		6	6		14	14		20	20
静岡市		11	11					11	11
浜松市		21	21					21	21
名古屋市	3	9	12		24	24	3	33	36
京都市	2	9	11				2	9	11
大阪市		5	5					5	5
堺市		9	9					9	9
神戸市	5	1	6				5	1	6
広島市	11	5	16				11	5	16
北九州市	6	2	8				6	2	8
福岡市		9	9					9	9
指定都市計	46	150	196		196	196	46	346	392
函館市		7	7		7	7		14	14
旭川市		4	4					4	4
青森市		6	6					6	6
秋田市		4	4					4	4
郡山市		11	11					11	11
いわき市	1	10	11		4	4	1	14	15
宇都宮市		9	9					9	9
川越市		12	12		3	3		15	15
船橋市	6	17	23				6	17	23
横須賀市	6	15	21		20	20	6	35	41
相模原市		19	19					19	19
富山市	4	1	5				4	1	5
金沢市	5	7	12				5	7	12
長野市		14	14					14	14
岐阜市	5	15	20				5	15	20
豊橋市		10	10					10	10
岡崎市		6	6		5	5		11	11
豊田市		14	14					14	14
高槻市		14	14		12	12		26	26
東大阪市		5	5		3	3		8	8
姫路市		5	5		3	3		8	8
奈良市		11	11					11	11
和歌山市	3	7	10		3	3	3	10	13
岡山市	5	10	15				5	10	15
倉敷市		17	17					17	17
福山市	1	9	10				1	9	10
下関市		11	11					11	11
高松市		10	10					10	10
松山市		9	9					9	9
高知市		13	13					13	13
長崎市		3	3					3	3
熊本市		14	14					14	14
大分市	5	15	20				5	15	20
宮崎市	1	13	14				1	13	14
鹿児島市		14	14					14	14
中核市計	42	361	403		60	60	42	421	463

市町村指導監査担当職員数

都道府県名	市町村数	広域連合・一部事務組合		指導監査担当職員数		
		団体数	構成市町村数	専任	兼務	合計
北海道	177	3	(11)	1	558	559
青森県	39			1	138	139
岩手県	35	4	(14)		89	89
宮城県	35				129	129
秋田県	24	2	(5)		83	83
山形県	35				116	116
福島県	58				135	135
茨城県	44			7	143	150
栃木県	30				104	104
群馬県	38				147	147
埼玉県	68	1	(3)	3	282	285
千葉県	54				180	180
東京都	62			17	270	287
神奈川県	29				125	125
新潟県	34				103	103
富山県	14	3	(9)		28	28
石川県	18				95	95
福井県	17	1	(2)	1	66	67
山梨県	28				95	95
長野県	80	3	(17)	2	177	179
岐阜県	41	3	(9)	1	94	95
静岡県	40				136	136
愛知県	59	1	(4)		158	158
三重県	29	3	(7)		97	97
滋賀県	26			1	76	77
京都府	25				89	89
大阪府	39	1	(3)		111	111
兵庫県	39				191	191
奈良県	38			1	130	131
和歌山県	29				73	73
鳥取県	19	1	(3)	1	43	44
島根県	21	4	(12)		47	47
岡山県	25				90	90
広島県	21				99	99
山口県	21			1	89	90
徳島県	24	1	(2)		69	69
香川県	16				55	55
愛媛県	19			1	76	77
高知県	33	1	(5)		98	98
福岡県	64	1	(39)	1	126	127
佐賀県	20	3	(16)		39	39
長崎県	22	1	(3)		70	70
熊本県	47				124	124
大分県	17				49	49
宮崎県	29				112	112
鹿児島県	45				154	154
沖縄県	41	1	(28)		45	45
市町村合計	1,768	38	(192)	39	5,603	5,642

※市町村数は、1月4日時点の各都道府県の市区町村数から、指定都市、中核市を除いた数である

※()内の構成市町村数は、市町村数の内数である

介護サービス事業者の指導監査に係る改正点

介護サービス事業者の指導監査にかかる改正点等

従前の指導監査(平成12～17年度)

【指導指針 平成12年度以降】

○集団指導

介護サービス事業者を集め、講習方式で制度や報酬請求解釈等について周知

○書面指導

前年の集団指導に参加しなかったサービス事業所等を対象に、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況等について確認

○実地指導

施設サービス事業所は2年、居宅サービス事業所は3年に一度、「主眼事項及び着眼点」に基づき、基準の遵守状況及び運営状況、並びに報酬請求等の確認

【監査指針 平成12年度以降】

○監査

不正請求や実地指導に従わない事業所に対し、監査指針に基づき監査を実施

監査後の行政処分として、「指定取消」を実施

平成17年制度改正

【指定の更新制度】

- 指定の更新制の創設
- ・指定の効力に有効期間(6年)を設ける
- 指定の拒否要件の創設

【事後規制の強化】

- ・市町村にも監査権限を付与
- ・立入検査規程を導入
- ・基準違反に対して「改善勧告」「改善命令」を創設
- ・不正請求等に対して「指定の効力の一部又は全部停止」を追加

現行の指導監査(改正後)

【指導指針 平成18年度以降】

○集団指導

・集団指導を強化し、指定制度、事後規制の理解の促進(書面指導については全面的に廃止)

・指定基準遵守の周知徹底

・介護報酬請求に係る過誤・不正防止

○実地指導

【介護保険施設等実地指導マニュアル 平成19年2月7日通知】

・利用者の処遇及びサービスの質向上のため、身体拘束廃止や虐待の防止等への取組に関する指導強化

(監査の前置としての実地指導の取り止め)

(常時実施するよう改正)

(主眼事項及び着眼点に基づくチェック型の実地指導を廃止しそれに伴う事前資料の作成・提出を不要とした)

・介護報酬の各種加算等について請求の不適正な取り扱いの是正

【監査指針 平成18年度以降】

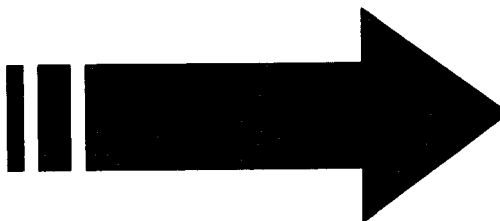
○監査

・法令等に基づき基準の遵守状況確認の徹底

・市町村への監査権限の付与による、監査体制の強化

・利用者等からの苦情や通報等に基づき、立入検査等による機動的な監査を実施

・不正請求や違反事項に応じた、「改善勧告」「改善命令」「指定の効力の一部又は全部停止」「指定取消」の行政処分の実施を強化



介 護 保 險 法 (抜粋)

介護保険法(抜粋)

(文書の提出等)

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。))若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第四十五条第一項に規定する住宅改修を行う者又はこれらの者であった者(第二十四条の二第一項第一号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(帳簿書類の提示等)

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等(居宅介護住宅改修費の支給及び介護予防住宅改修費の支給を除く。次項及び第二百八条において同じ。)に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等(以下「介護給付等対象サービス」という。)の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。
- 3 前二項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告等)

第七十六条 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者(以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

介護保険課関係

1. 介護給付の適正化について

(1) 介護給付の適正化の意義等について

ア 意義

- 介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

イ 国の期待する実施目標等

- 平成19年度に各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」の実施初年度である平成20年度においては、すべての保険者が何らかの適正化に関する事業に着手することを目標としているところ。
- 要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化といった主要事業については、平成20年度以降の3年間を強化期間と位置づけ、3年計画の最終年度の平成22年度には、すべての保険者が実施していることを目標とする。

また、すでに当該事業を実施している保険者にとっては、その内容の充実や実施回数の拡充を図るよう努めていただきたい。

	平成 18年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
適正化事業	99%	100%	100%	100%
要介護認定の適正化 ※認定調査状況チェック	64%	85%	95%	100%
ケアマネジメント等の適切化				
※ケアプランの点検	32%	85%	95%	100%
※住宅改修等の点検	68%	85%	95%	100%
サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化				
※「医療情報との突合」・「縦覧点検」	45%	85%	95%	100%
※介護給付費通知	49%	85%	95%	100%

(注) ※の5事業を主要適正化事業という。

(2) 介護給付適正化計画について

- 都道府県と保険者が一体となって戦略的に介護給付適正化事業に取り組んでいくことを促進する観点から、平成19年6月29日付で「介護給付適正化計画に関する指針」を示し、平成19年度中に各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、介護給付の適正化の一層の推進について都道府県の協力を依頼しており、現在、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定していただいているところ。
- なお、作成していただいた「介護給付適正化計画」については、各都道府県から老健局に提出していただきたいと考えている。
(詳細については、4月以降に連絡する予定)
- ご提出いただいた「介護給付適正化計画」については、来年度以降の介護給付適正化事業を円滑に推進するために集計・分析を行うとともに、次の「介護給付適正化担当者会議」等において活用する予定としている。

(3) 介護給付適正化推進経費について

- 各都道府県が策定した「介護給付適正化計画」に基づき、都道府県と保険者が一体となって戦略的に介護給付適正化事業に取り組んでいくことを促進する観点から、平成20年度においては、「介護給付適正化計画」の分析・評価等による情報提供及び都道府県が実施する保険者支援業務を推進するための経費として約6千万円の予算（負担割合：国1/2・都道府県1/2、1都道府県当たりの補助予定額約130万円）を計上しているため、各都道府県におかれても必要な予算の確保をお願いしたい。
- 事業内容としては、介護給付適正化事業の実施状況と介護給付費の推移の分析、介護給付適正化評価委員会の設置、介護給付適正化担当者会議の開催、管内保険者に対する適正化事業の指導、都道府県の実情に応じたマニュアル等の作成などを予定している。
- 実施要綱等については、本年4月以降にお示しする。

(4) 国保連介護給付適正化システムの改修について

- 平成19年度における国保連介護給付適正化システムの改修については、昨年11月に各都道府県国民健康保険団体連合会を通じて、都道府県及び保険者の要望を提出していただき、その中から開発規模、所要経費等を勘案し、実施可能なものから国保連介護給付適正化システムの改修を行い、機能の拡充・強化を図っているところ。
- 主な改修内容は次のとおり。
 - ①対象事業所の抽出

- ・全体総括表の拡充（一覧表及びグラフ資料）
- ②多角的に分析
 - ・認定調査内容と利用サービスの妥当性に係る新規資料作成
 - ・選択的サービス等を受けた受給者の要支援状態の推移（改善・重度化状況）に係る新規資料作成
- ③詳細に分析
 - ・個別事業所の詳細情報を把握する新規資料作成
- ④特定事業所の状況把握
 - ・指導等結果の追跡確認を行う新規資料作成
 - ・事業所別サービス状況一覧表の拡充
- ⑤適正化による過誤等の把握機能の拡充
 - ・適正化等に係る申立件数・効果額把握機能の拡充
 - ・適正化による過誤実施状況を把握する新規資料作成
- ⑥その他
 - ・受給者別給付状況一覧表の拡充（介護予防通所介護・リハ・介護予防訪問リハに係る加算の内容を確認）
- ⑦医療情報との突合の拡充
 - ・後期高齢者医療被保険者及び国民健康保険被保険者の医療情報と介護給付情報の突合
- ⑧介護給付費通知の出力項目追加
- 国保連介護給付適正化システムの改修内容の詳細及び運用方法については、本年3月中に国保中央会が予定している各都道府県国保連合会及び都道府県の担当者を対象とした研修においてマニュアル（案）等をお示しすることとしているところ。
- 平成20年度以降においても、都道府県及び保険者の要望を踏まえながら、国保連介護給付適正化システムの機能の拡充・強化について検討を行っていく予定であるが、各都道府県におかれても、管下の保険者において、国保連介護給付適正化システムから提供される情報を介護給付適正化事業に有効に活用していただくよう、周知徹底していただきたい。
 また、今回の適正化システムの改修においては、各保険者から提供していただいていた適正化システムに活用している認定調査内容をさらに活用し、各種情報を提供することとしているので、保険者において、引き続き情報の提供に協力いただくよう、周知徹底願いたい。
- なお、後期高齢者医療及び国民健康保険の医療情報との突合にあたっては、介護保険者、国保保険者、後期高齢者医療広域連合間の連携を図り、突合に必要な情報（被保険者番号等）の提供にご協力いただくとともに、適正化システムから提供される情報（突合リスト）を有効に活用していただきたい。

(5) 主要適正化事業を実施した場合の地域支援事業の上限額の特例について
(介護保険法施行令の改正について)

- 主要適正化事業として位置づけている「要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適切化、サービス提供体制及び介護報酬求の適正化」の実施のため、現行の地域支援事業費全体の上限（給付見込額の3%）を超える事業費が必要となる保険者については、主要適正化事業の実施に必要な経費に限り、現行の上限額を超えた分を当該上限額に給付見込額の0.15%を限度として上乗せできるよう、平成20年度に限った特例措置として政令の改正を行ったところ。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (現行)
地域支援事業	2.0%以内	2.3%以内	<u>3.0%以内</u>
・介護予防事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
・包括的支援事業 +任意事業	1.5%以内	1.5%以内	<u>2.0%以内</u>

※ 現行の上限を超える部分については、適正化事業の実施に要する費用のみに充てることができるものとする。

なお、この措置は平成20年度限りであること。また、適正化事業の増加分に対してのみ、上限を超えることができる。（適正化事業以外の事業の増加により上限を超える場合は認めない。）



平成20年度 (変更後)
<u>3.15%以内</u>
2.00%以内
<u>2.15%以内</u>

2. 高額医療合算介護（介護予防）サービス費について

平成20年4月より、医療及び介護の利用者の負担を軽減する措置として、新たに高額医療・高額介護合算制度が施行されるが、これは、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について、この制度による給付を行うものである。

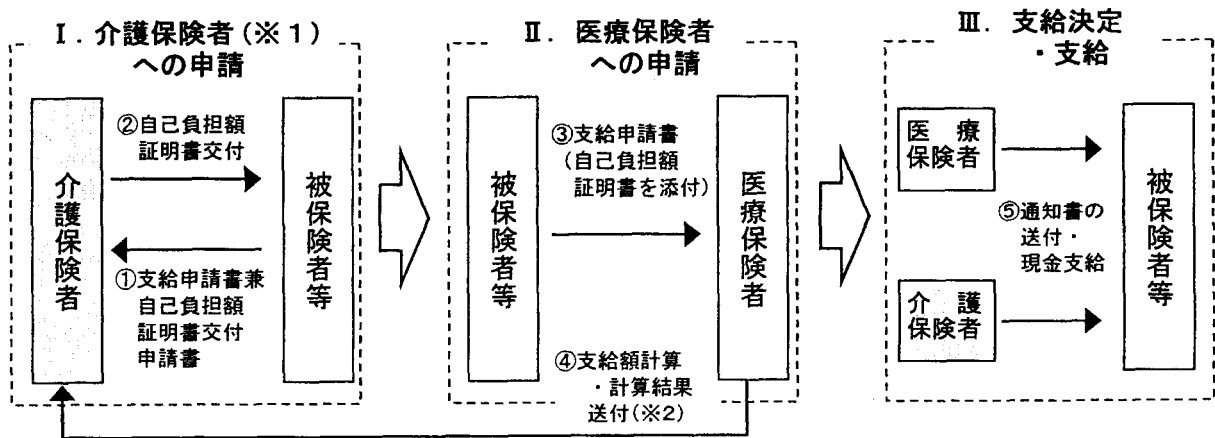
当該給付については、医療保険者及び介護保険者の双方が利用者の自己負担額の比率に応じて費用を負担しあうこととしているが、この按分によって医療保険者から支給されるものが高額介護合算療養費であり、介護保険者から支給されるものが高額医療合算介護（介護予防）サービス費である。

なお、高額介護（介護予防）サービス費については、現行制度からの変更点はなく、高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給が、高額介護（介護予防）サービス費の支給に影響を及ぼすことはない。

（1）高額医療・高額介護合算制度における支給事務のスケジュール

【平成20年】	
3月 中旬	政令・省令の公布
4月 1日	施行（施行通知、取扱に係る事務連絡を順次発送）
【平成21年】	
7月31日	初年度の計算期間終了
8月 1日	支給兼自己負担額証明書交付申請の受付開始
9月 下旬～	（7月分の審査支払い終了） 介護保険者から自己負担額証明書を申請者に交付 （申請者は、当該証明書を支給申請書に添付し、医療保険者に申請することとなる。）
10月～	①医療保険者からの支給額計算結果データの受領 ※データ受領後、一部被保険者につき、介護保険者にて支給額計算 ②支給（不支給）決定通知書の送付 ③高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給

(2) 高額医療・高額介護合算制度における支給事務手続の流れ

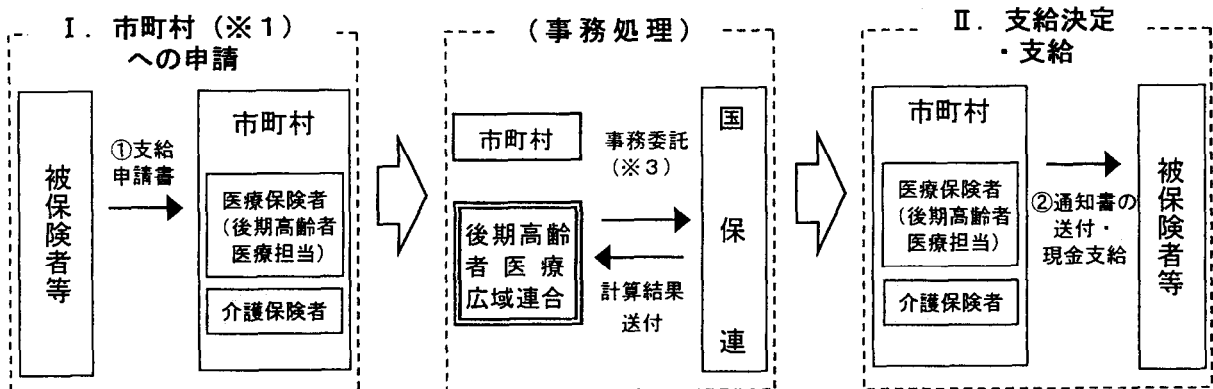


※1 計算期間の途中に被保険者が加入する医療保険・介護保険に変更があった場合は、変更前の医療保険者・介護保険者に対し、同様の申請(図の①)が必要。

※2 計算期間の末日以後1年の間に、医療保険者から「④計算結果送付」がない場合は、介護保険者は、申請者に連絡をとることにより、①の申請は取り下げられたものとみなすことができる。

(参考)

同一市町村の国保(広域連合)・介護に加入する世帯に係る事務処理を国保連に委託する場合



※3 医療保険者は計算事務を、介護保険者は介護保険分の自己負担額データ作成事務を委託することが考えられる。

(3) 高額医療・高額介護合算制度の算定基準額（限度額）

①基本的な算定基準額

- ・ 年額56万円を基本とし、現行の医療保険における高額療養費制度の限度額（年齢及び所得区分ごとに設定）を踏まえて細かく設定。
- ・ 初年度の平成20年度については、計算期間の途中である4月1日から制度が施行されることから、当該期間を同日から平成21年7月31日までとする（12→16ヶ月間）とともに、算定基準額（自己負担限度額）については、通常の4/3倍の額とする。
- ・ ただし、計算期間を16ヶ月とし、4/3倍の額とした算定基準額により算出した支給額よりも、計算期間を通常通り12ヶ月とし、通常の算定基準額で算出した支給額の方が大きくなる場合（平成20年8月以降に負担が集中する場合など）には、通常の方法により算出した額を支給額とする。

	後期高齢者 医療制度 +介護保険	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70~74歳 の者がいる世帯) (※2)	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70歳未満の 者がいる世帯) (※3)	初年度の経過措置	後期高齢者 医療制度 +介護保険	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70~74歳 の者がいる世帯) (※2)	被用者保険又は 国民健康保険 +介護保険 (70歳未満の 者がいる世帯) (※3)
現役並 所得者 (上位所得者)	67万円 (一般:56万円 の約1.2倍) (※1)	67万円 (一般:62万円 の約1.09倍)	126万円 (一般:67万円 の約1.88倍)		89万円 (67万円の4/3 倍)	89万円 (67万円の4/3 倍)	168万円 (126万円の4/3 倍)
一般	<u>56万円</u>	62万円 (基準:56万円 の約1.10倍) →58万円 (※4)	67万円 (基準:56万円 の約1.20倍)		75万円 (56万円 の4/3倍)	83万円 (62万円 の4/3倍) →77万円 (※4)	89万円 (67万円 の4/3倍)
低 所得 者	II 31万円 (一般:56万円 の約0.55倍)	31万円 (一般:62万円 の約0.50倍)	34万円 (一般:67万円 の約0.51倍)		41万円 (31万円 の4/3倍)	41万円 (31万円 の4/3倍)	45万円 (34万円 の4/3倍)
	I 19万円 (一般:56万円 の約0.34倍)	19万円 (一般:62万円 の約0.31倍)		25万円 (19万円 の4/3倍)	25万円 (19万円 の4/3倍)		

※1 $1.20 = 639,900 \div 532,800$

= (高額療養費制度における現役並み所得者の自己負担限度額 (年単位))

÷ (高額療養費制度における一般の自己負担限度額 (年単位))

※2・3 対象となる世帯に70歳~74歳の者と70歳未満の者が混在する場合には、①まずは70歳~74歳の者に係る自己負担額の合算額に(※2)の区分の算定基準額が適用された後、②なお残る負担額と70歳未満の者に係る自己負担額の合算額とを合算した額に(※3)の区分の算定基準額が適用される。

※4 70歳から74歳の患者負担の見直し(1割→2割)の凍結の趣旨を踏まえ、高額療養費の限度額の見直しについても凍結することに伴い、当該見直し後的高額療養費の限度額を基にした合算制度の限度額についても変更するものとする。

②特定の場Ⓐの算定基準額と計算事務

- ①のとおり、高額医療・高額介護合算制度の基本的な算定基準額は、現行の医療保険における高額療養費制度の限度額を踏まえて設定されており、高額療養費や高額介護（介護予防）サービス費それぞれの限度額の12ヶ月分を上回るものとなっている。
- したがって、70歳以上の低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる世帯については、介護保険者から見た高額医療・高額介護合算制度の算定基準額（高額医療合算介護（介護予防）サービス費の負担限度額）を高額介護（介護予防）サービス費の限度額の設定と同様の構造となるよう、以下のとおり設定する。（※）

高額介護（介護予防）サービス費の負担限度額			介護保険者から見た合算制度の算定基準額（高額医療合算介護（介護予防）サービス費の負担限度額）		
	負担限度額 （月額）	負担限度額 （12ヶ月）		後期高齢者医療制度 +介護保険	被用者保険又は国民健康保険 +介護保険 （70～74歳の者がいる世帯）
市町村民 税世帯非 課税	24,600円	295,200円	低所得者 Ⅱ	310,000円	310,000円
市町村民 税世帯非 課税で年 金収入 80万円 以下の 者等	15,000円 （個人）	180,000円 （個人）	低所得者 Ⅰ	190,000円 （個人）	190,000円 （個人）
	24,600円 （世帯）	295,200円 （世帯）		<u>310,000円</u> （世帯）	<u>310,000円</u> （世帯）

※ 例Ⓐ、高額介護サービス費の限度額まで介護サービスを利用している世帯で、利用者が複数いる場合、介護サービスのみの利用であれば年間の自己負担額が約30万円となるのに対し、この世帯が医療サービスを利用したときに①の算定基準額をそのまま適用すると、負担限度額が19万円となり、約10万円が過剰に支給されることになってしまう。

- ・ この介護保険者から見た合算制度の算定基準額の設定は、高額介護（介護予防）サービス費の限度額を踏まえた設定であるため、医療保険者から見たときの高額医療・高額介護合算制度の算定基準額は、①の原則とおりである。
- ・ したがって、医療保険者においては、原則通りの算定基準額で支給額の計算がなされ、この特定の場合（70歳以上の低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（介護予防）サービスの利用者が複数いる場合）、については、介護保険者で別途設定された算定基準額で支給計算を行う。
- ・ 具体的には、まず、医療保険者において原則のとおり低所得者Ⅰの算定基準額（19万円）を適用して医療保険者分の支給額を計算した後、介護保険者において、医療保険者からの高額介護合算療養費支給前の負担額に、低所得者Ⅱの算定基準額（31万円）を適用して介護保険者からの高額医療合算介護（介護予防）サービス費）の支給額を計算する。

3. 都道府県システム及び保険者システムの改修について

(1) 平成19年度 都道府県システム及び保険者システムの改修経費について

平成19年度介護保険事業費補助金のうち、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業にかかる経費（都道府県分・保険者（市町村・広域連合・一部事務組合等含む。以下同じ。））については、介護保険制度改正等に対応するための介護保険関連システム改修経費と位置づけ、国として一部補助をおこなうべく平成19年度予算執行額の範囲において補助額の確保を図った上で、昨年末に都道府県・保険者に対し内示額をお示しした（※）ところである。

介護保険制度改正に伴うシステム改修にかかる国庫補助額については都道府県・保険者の申請を基に内容を審査の上、今年度中に交付決定を行う予定であるため、都道府県・保険者においても年度内の執行をお願いしたい。

※： 平成19年12月21日 老介発第1221001号
「平成19年度介護保険事業費補助金
（介護保険制度改正に伴うシステム改修事業）の内示について」

(2) 平成20年度 介護報酬改定等に伴う都道府県システム及び保険者システムの改修について

平成21年度に予定されている介護報酬改定などに伴い、平成20年度中に都道府県システム及び保険者システムを改修する必要がある。

このため、平成20年度予算（案）において、約12億3千万円の予算額を確保しているところである。（各都道府県及び各保険者あたりの国庫補助予定額は平成17年度介護保険制度改正に伴うシステム改修事業の交付額と同程度の金額を見込んでいる。）

各システムにかかる改修内容の詳細については、今後決定次第情報提供させていただくこととなるが、改修事業の実施にあたり、各都道府県におかれては、所要の改修を円滑に実施していただくとともに、管内保険者に対しても、連絡調整等、必要な事務処理について実施していただくようお願いしたい。

(参考) 平成17年度介護保険制度改正に伴うシステム改修事業実施日程

- 17年 12月 ・ 社会保障審議会介護給付費分科会
(介護報酬改定骨格案提示(平成17年12月13日))
- ・ 国保連合会インタフェース仕様(案)
サービス種類コード(案)提示

(平成17年12月16日)

- ・ 平成17年介護保険事業費補助金交付要綱発出
(平成17年12月16日)
- ・ 平成17年介護保険事業費補助金(介護保険制度改正に伴うシステム改修事業)内示額提示
(平成17年12月27日)
- 18年 1月 ・ 社会保障審議会介護給付費分科会諮問・答申
(18年1月26日)
- 18年 2月 ・ 国保連合会インタフェース仕様(案)
介護給付費単位数等サービスコード表(案)提示
(平成18年2月3日)
- 18年 3月 ・ 介護報酬改定告示(平成18年3月14日)
- ・ 国保連合会インタフェース仕様
介護給付費単位数等サービスコード表提示
(平成18年3月16日)
- ・ 平成17年度介護保険事業費補助金交付決定通知
(平成18年3月23日)

※ 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業について、次年度繰越はなし。

介護保険課資料

連絡事項

1. 調整交付金の適正な交付について

会計検査院による平成18年度決算検査報告において、介護給付費財政調整交付金が過大に交付されている事例が指摘された。

介護給付費財政調整交付金については、誠に遺憾ではあるが、制度創設からこれまでの間、例年指摘を受けているところである。

なお、指摘事項の大半は、調整基準標準給付費を算定するにあたり、介護給付費等の数値を誤って計上するなどのケアレスミスによるものであるが、一部には算定対象月以外の月分を計上するなど制度の理解が不十分であると考えられるものも見られる。

これらの誤りは、算定にあたり改めて関係法令や交付要綱等を十分に確認するとともに、申請の際にまとめて数値の検証を行うのではなく、毎月の数値について経過した月ごとに順次検証を行うなどの事前準備を行っておくこと、前年度数値との比較を行うなどの検証を行うことにより回避することができるものと考えられる。

については、管内市区町村に対し、適正な交付が確保されるよう更なる周知徹底を図るとともに、交付申請及び実績報告時における書類審査を厳格に行うことをお願いいたします。

2. 各都道府県国民健康保険団体連合会が実施する苦情処理業務について

- 都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は、介護保険法第176条のもとで介護保険制度における苦情処理機関として明確に位置づけられている。さらに「運営基準」においては、国保連合会の事業者に対する指導及び助言の権限が規定されているとともに、指導・助言を受けた改善内容の国保連合会への報告義務が盛り込まれている。
- 国保連合会に寄せられたサービス利用者、従事者等からの苦情及び通報情報等は、介護給付適正化事業においても重要な情報となりうるため、各都道府県におかれては、国保連合会が実施している苦情処理業務について適切な財政補助及び協力を行っていただくとともに（国保連合会が実施している苦情処理業務に係る費用については、三位一体改革に伴い、平成15年度より一般財源化され、各都道府県に対して所要の財源が措置されているところである）、国保連合会と情報の共有化を図り、苦情及び通報情報等の的確な把握及び分析を行い、それらの情報を介護給付適正化事業に活用していただきたい。

介護保険法

第176条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。

（中略）

- 二 指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援の質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者に対する必要な指導及び助言

（後略）

指定居宅サービス等の人員の基準、設備及び運営に関する基準

第36条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（中略）

- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。